

第1号訪問事業(独自)サービスコード表

※日割り計算用コードは契約期間が1月に満たない場合に算定すること

旭川市

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位		
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 訪問型サービス費(独自)(I)	1,176単位	1,176	1月につき	
A2	2111	訪問型独自サービス11日割	イ 訪問型サービス費(独自)(I)	39単位	39	1日につき	
A2	1211	訪問型独自サービス12	ロ 訪問型サービス費(独自)(II)	2,349単位	2,349	1月につき	
A2	2211	訪問型独自サービス12日割	ロ 訪問型サービス費(独自)(II)	77単位	77	1日につき	
A2	1321	訪問型独自サービス13	ハ 訪問型サービス費(独自)(III)	3,727単位	3,727	1月につき	
A2	2321	訪問型独自サービス13日割	ハ 訪問型サービス費(独自)(III)	123単位	123	1日につき	
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	12単位減算	-12	1月につき	
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割	高齢者虐待防止措置未実施減算	1単位減算	-1	1日につき	
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12	高齢者虐待防止措置未実施減算	23単位減算	-23	1月につき	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割	高齢者虐待防止措置未実施減算	1単位減算	-1	1日につき	
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13	高齢者虐待防止措置未実施減算	37単位減算	-37	1月につき	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割	高齢者虐待防止措置未実施減算	1単位減算	-1	1日につき	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10% 減算		1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の15% 減算		1月につき	
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の12% 減算		1月につき	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の15% 加算		1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算	所定単位数の15% 加算		1日につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10% 加算		1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10% 加算		1日につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5% 加算		1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5% 加算		1日につき	
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ニ 初回加算	200単位 加算	200	1月につき	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算 I	ホ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I)	100単位 加算	100	1月につき
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算 II	ホ 生活機能向上連携加算	(2)生活機能向上連携加算(II)	200単位 加算	200	1月につき
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ヘ 口腔連携強化加算	50単位加算	50	月1回限度	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算 I	ト 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の137/1000 加算	1月につき	
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II	ト 介護職員処遇改善加算	(2)介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の100/1000 加算	1月につき	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III	ト 介護職員処遇改善加算	(3)介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の55/1000 加算	1月につき	
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 I	チ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(I)	所定単位数の63/1000 加算	1月につき	
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算 II	チ 介護職員等特定処遇改善加算	(2)介護職員等特定処遇改善加算(II)	所定単位数の42/1000 加算	1月につき	
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	リ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の24/1000 加算		1月につき	

※ 介護職員処遇改善加算, 介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年5月31日まで算定可能